

「規制改革に関する論点公開」に対する意見書

平成12年10月16日
全国青年税理士連盟
会長 芥川靖
渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

私たち全国青年税理士連盟は、全国の若手税理士約3,000名により組織されている団体です。真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行っています。

さて、平成12年7月26日に、行政改革推進本部規制改革委員会から、「規制改革に関する論点公開」が公表されました。資格制度の「分野別総論」として、「業務独立・資格」に関する今年度のテーマとして、特に、「強制入会制の見直し」と「報酬規定の在り方の見直し」について重視しています。

当連盟といたしましては、会員に対しアンケート調査を行い、パネルディスカッションを企画実施し、この強制入会制、報酬規定などについて議論をしてまいりました。これらを踏まえて、ここに当連盟の意見を述べさせていただきます。

(1) 登録・入会制度の在り方検討

論点の要約では、強制入会制は、資格者団体に入会しなければ資格者としての業務を行えないとする点で、一種のギルドであり、競争制限的行為が行われていると指摘しています。そのうえで、関係省庁及び資格者団体が強制入会制の根拠とするものは薄弱なもので、強制入会制は廃止するべきではないかとしています。

規制改革の基本的な考え方には、本論点公開の総論に示されており、経済社会の抜本的な構造改革を図り、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会を実現し、事後チエック型の行政へ転換するために、「経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最低限」を原則とするというものです。

その基本的な考え方からも、税理士制度において、参入者数、価格、数量などを直接規制するような経済的規制について、見直し・改善を図ることは当然と考えます。しかし税理士制度が、国家と納税者・国民の間の公法関係における、納税者・国民の権利擁護に専ら係わる制度であることから、社会的規制の側面を有するということには、疑いのないことがあります。

租税法律主義に基づく、適正な納税義務の実現のため、納税者・国民の代理を務める税理士に求められる資質と綱紀を保つことが、まず資格者個人に求められるることは解りますが、これを担保する制度として、強制入会制を経済的規制とならぬよう整備のうえ、これを維持すべきと考えます。

ただし、強制入会制が競争制限的存在とならないように、会務の民主制、透明性、公共性が確保されるよう、制度改革を積極的に推進するべきであると考えます。

(2) 報酬規定の在り方見直し

論点の要約では、資格者団体は報酬決定の要素のみを示すべきで、報酬規定を会則記載事項とするべきでないとしています。

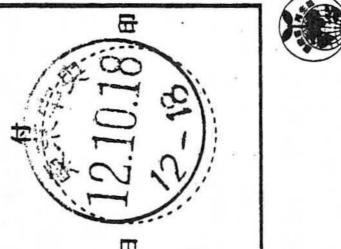
税理士会は、利用者の利便及び保護のため、報酬の最高限度額を定めていますが、本論点公開では、この最高限度額制の長所・短所についても指摘しています。しかし、高額料金の正当化あるいは低額料金の会則違反などの短所は、独自の報酬額の掲示・広報あるいは会則の整備改正で対応できることであり、そのような検討は既に日本税理士会連合会において進められていると聞いております。

特に利用者保護の観点から、最高限度額制は維持すべきと考えます。



郵便物配達証明書

受取人の 氏名	行政改革推進委員会 議長
引受番号	127-34-81143-4
上記の郵便物は、 12月18日 配達したのでこれを証明します。	



東京都
東京中央郵便局

ユ07370 (11.9・野村・04)